

住まいに関するトラブル



©神奈川県 2013

・突然リフォーム業者が来訪し、不安をあおられ、屋根の工事を契約してしまった。

「近所で工事をしていたらお宅の屋根瓦がずれているのが見えた。無料で点検しましょう」と業者が来訪。お願いすると、「すぐに修理しないと大変なことになる」と言われ不安になりその場で300万円を超える契約をしてしまった。後日知り合いの大工に話したら、工事の必要はないのではと言われた。

《ワンポイントアドバイス》

屋根工事だけでなく外壁塗装や配水管の洗浄など、点検と称して訪問してきた業者に言われるがまま契約してしまったという相談が多く寄せられています。今契約すれば割引するなど、契約を急がされてもその場ですぐに契約せずに、家族に相談する、複数の業者から見積もりを取るなど、慎重に考えましょう。

・トイレが水漏れし、マグネット広告の事業者に修理を依頼したところ高額な料金を請求された。

トイレの水が詰まり、修理してもらうため、慌ててマグネット広告に「基本料金5千円～」とある事業者連絡し、家に来てもらった。早く直してほしいと思い、全てを業者に任せたが、修理の後に代金を尋ねたところ10万円を請求されてしまった。

《ワンポイントアドバイス》

水回りや鍵に関するトラブルは緊急事態であり、慌てて事業者に言われるがままに契約してしまいがちですが、まずは、見積り料金が発生するかを確認したうえで見積り依頼をしましょう。見積りは必ず書面でもらい、作業内容と料金（部品代金、技術料、出張費、夜間割増などの割増料金の有無等）を確認しましょう。また、普段から情報収集し、信用できる事業者を予め見つけておくことも、トラブルを避けるためには有効です。

次ページに続く

・賃貸アパートを退去する際に大家さんから壁紙費用等の高額な請求を受けている。

賃貸アパートを退去したところ、大家さんから畳の表替えや壁紙張替え費用など高額な請求を受けている。きれいに住んでいたのに、納得がいかない。

《ワンポイントアドバイス》

修理費用に関して、貸主からの請求に納得がいかない場合は、貸主に請求の明細を求めて話し合しましょう。(賃貸住宅退去の際の原状回復の料金負担に関する考え方については、国土交通省作成の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」で、借借人が負担すべき修理費用は「故意・過失の損耗及び通常の使用を超えるような使用による損耗等」とされ、いわゆる経年変化の修繕費用は家賃に含まれるものとされています。)

トラブルを防止するために、入居時に傷の有無など部屋の状況を確認し、写真をとっておきましょう。また契約の際は、契約書の内容や特約事項を確認し、納得してから契約しましょう。



©神奈川県 2013